

### 【資料 1：利益相反への適切な対応】

「日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 編(2015): 科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—、丸善出版、24-27.」より抜粋

科学研究と産業が密接に連携する今日の社会において、科学者は複数の役割を担う状況が生まれています。例えば、大学に正規のポストを持ちながら、企業のコンサルタントを務める、あるいは自ら起業し経営者としての顔を持つ科学者もいるでしょう。これら複数の役割の間で、経済面での利益や損失などの利害関係が生じる時、科学にとって最も重要な価値である「客観性」に影響を与えたり、あるいは影響を与えるとみなされる状況を生むことがあります。これを「利益相反 (conflict of interest)」状態と呼びます。

利益相反に関する考え方には様々なものがありますが、例えば、厚生労働省の指針では、次のように定義されています。

利益相反とは、具体的には、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から見なされかねない事態をいう。

公正かつ適正な判断が妨げられた状態としては、データの改ざん、特定企業の優遇、研究を中止すべきであるのに継続する等の状態が考えられる。

利益相反には、「狭義の利益相反」と「責務相反」があります。狭義の利益相反とは経済的な利害等に関するものですが、責務相反とは、「兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本務における判断が損なわれたり、本務を怠った状態になっている、またそのような状態にあると第三者から懸念が表明されかねない事態」です。大学の教員が、外部の様々な職務を兼業して多忙となり、学生の教育や研究指導という本務を怠った状態

『経済的な利益関係』とは、研究者が、自分が所属し研究を実施する機関以外との機関との間で給与等を受けるなどの関係を持つことをいう。『給与等』には、給与の他にサービス対価（コンサルタント料、謝金等）、産学連携活動に係る受け入れ（受託研究、技術研修、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受け入れ、研究助成金受け入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式等（株式、株式買い入れ選択権（ストックオプション）等）、及び知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロイヤリティ等）を含むが、それらに限定はされず、何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれる。なお、公的機関から支給される謝金等は『経済的な利益関係』には含まれない。

になるのはその例です。さらに厚生労働省の指針では、「狭義の利益相反」には、「個人としての利益相反」と「組織としての利益相反」があることを指摘していますが、後者は、例えば大学が企業に出資したり、大学が保有する特許をライセンスするような場合に生じる、いわば大学経営に関することなので、ここでは、「個人としての利益相反」について解説します。この「個人としての利益相反」の中で「経済的な利益関係」を厚生労働省は、次のよう

に定義しています。

もし、自身がコンサルタントを務めている会社のゲーム機の性能に関する研究を A 教授が計画する場合には、その会社から研究費を得ているわけですから、そこには利益相反が存在します。いくら教授が、研究結果を客観的なものにしようと努めても、利益相反状態であることに変わりはありません。研究論文に客観性が疑われた場合、せつかくの研究結果の持つ社会や他の科学者へのインパクトに陰りが生じるからです。したがって、研究を計画する際には、利益相反がないことを確認するか、利益相反がある場合には、所属機関のルールや指針にしたがって、その開示を行うなど適切に対応することが求められます。それは、論文の読者に十分な情報を与え、論文の価値を彼らに判断させる機会を設けるためです。利益相反の種類は領域によって大きく異なります。人文・社会科学系では、理工系ほど経済的な利益相反を産む機会はないかもしれませんが、書籍の推薦、企業評価などの機会を通して科学者が立ち入る利益相反状況は意外とあるものです。

なお、前述の厚生労働省の指針では、科学者本人だけでなく、配偶者や一親等のもの（両親や子ども）に経済的な利益関係がある場合は、利益相反の有無の検討対象になるとされていますので、注意する必要があります。

また、研究活動に係る利益相反は、企業などとの経済的な利害関係だけでなく、ピア・レビュー（査読）の際などにも生じます。例えば、査読を依頼された論文が、自分と同じ領域の研究であるという場合を想定してみましょう。こうした場合にも、本来科学者は、公正で正当な評価をしなければなりません。しかし、該当する論文が、自らの研究と非常に近い競争関係になるような内容であることがわかった場合には、査読を辞退すべきでしょう。自分としては公正に評価したとしても、周囲がどのようにみなすかについても考慮しなければなりません。仮に辞退しなかった場合、自分の研究成果発表に有利に働くように意図的に査読を遅らせているのではないか、論文から得た知識や技法を公表前に自らの研究に組み入れたのではないかといった疑念を持たれることもあるかもしれません。また、自分が研究分担者や協力者として参画している研究申請の審査を依頼されるような場合にも、利益相反があるとして審査を辞退すべきです。

こういった利益相反はそれ自体が悪いことではなく、また、科学が進歩する中で避けることができない場合もあります。例えば、該当する研究領域に査読者として適当な科学者が極めて数少ない場合、そうした結果、適格者が査読を辞退すると、科学の発展にとって重要なピア・レビューの過程が損なわれてしまいます。そのような場合には、利益相反について開示して、編集者や研究費助成機関に判断をゆだねるという対応が必要となります。

以上